

交通事故に係る損害賠償の額の決定について

交通事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項及び君津市水道事業の設置等に関する条例（昭和 46 年君津市条例第 20 号）第 6 条の規定により適用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事故の概要

平成 25 年 5 月 17 日、午後 4 時 30 分頃、君津市西坂田三丁目 1 番先の道路上で発生した交通事故。

横断歩道が設置されていない道路で、君津市水道事業所有の小型貨物自動車が後退したところ、道路を横断しようと歩行していた相手方に接触し、車両は直ちに停止したものの、相手方が転倒し、負傷した。

2 損害賠償の相手方

個人（君津市在住）

3 損害賠償の額

君津市は、本件交通事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、
9, 414, 871 円を支払う。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦